

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

婚約者に「隠し子がいる」と打ち明けられて…

あとは披露宴や新居など現実問題を一つひとつクリアしていくだけなのですが、先日、彼が真剣な顔で、どうしても私に話しておきたいことがあるというのです。聞いて、びっくり。学生時代に付き合っていた、だいたい

ぶ年上の飲み屋の女性が妊娠し、もちろん彼はおろしてほしかったけれど、相手は年齢的なこともあって、絶対に産むと言いつ張り、結局娘が産まれたということです。その際には親が間に入り、多額の一時金を払って解決し、今後互いに親子の名乗りはしない、もちろん認知も求めないと

黙っているようにと言われたけれど、だましているようですつと気にかかっていた、あれから10年以上経ち、彼の今の私への気持ちは本物なので、事実を知った上で結婚してほしいと言います。その気持ちにうそはないだろうと思うのですが、どうやって心の整理をつければよいのか迷っています。

お気持ちはよく分かります。大変な事態ですね。

もし彼が黙っていたら、分からないまま済んだかもしれませぬ。彼としては自分一人で大きな秘密を抱えられないので、相談者に投げってきたというのであれば、ちょっと情けないように思うし、反対に、夫婦は信頼関係で成り立っているの、一切のうそはダメ、打ち明けるとせつかくの婚約を破棄されるかもしれないが打ち明けようと考えたというならば立派な覚悟だと思えます。

相談者としては、この事実を知って、婚約を破棄しても構わないのですよ。隠し子は破棄の「正当な理由」になります。ただ、もらえる損害額は、勤めを辞めたり式場を予約したりなどまだしてないので、慰謝料くらいだし、大した額にはならないことは言っておきますね。

婚約を破棄するかどうかは、要は、相談者ご自身が、彼の人間性を信頼し、それは残念なことだけど若気の過ちだったと流せるかどうか、でしょうね。彼

の娘が別にいる、相談者の産む子供さんの腹違いの姉がいるという現実をどこまで冷静に踏まえられるか、ですね。

ついでに法律的な話をすると、彼がその子を認知していない以上、その子は法的には彼の子ではないので、その子は彼に養育費支払いや面会を求めたりはできないし、彼が亡くなった時に遺産分割を求めるときもできません。

ただ、よく誤解をしておられる方がいますが、認知請求は自身の子の法定代理人として請求権を放棄することはできないのです。つまり、いずれ認知を求められるかもしれない。今は父

子関係は互いの唾液を採取したDNA鑑定で簡単に判明するので、父子だと認められれば、彼の戸籍つまりご夫婦の戸籍にその旨記載されることになり

ます。また今は非嫡出子も嫡出子も相続権は等分なので（以前は半分でした）、その子にも同じだけの相続権があることも覚悟しておいてください。その際、彼が遺言書を書いて非嫡出子の取り分を減らすことはできませんが、遺留分という制度があつて、本来の2分の1が限度です。

ご相談者がこの難しい事態にどう納得し対処されるかは、おっしゃる通り、弁護士マターでないのは確かでしょうね。

A

隠し子は婚約破棄の正当な理由になります。
彼の人間性を信頼できるかどうか問い直してみてもは。

